

第1章

計画の概要

# 1 計画の背景と目的

少子化に歯止めをかけ、子ども・若者を取り巻く様々な課題を解決するため、国における法整備として、平成17年4月に「次世代育成支援対策推進法」が施行され、平成22年4月の「子ども・若者育成支援推進法」の施行に加え、平成24年8月には、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくことを目的とした子ども・子育て関連3法\*が成立するとともに、平成26年4月には、「次世代育成支援対策推進法」の有効期限が令和6年度（当時は平成36年度）まで延長されました。このうち、「子ども・子育て支援法」で義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定に関し、三条市では平成27年3月に子ども・若者・子育て支援に関する総合的な計画として「すまいる子ども・若者プラン」（平成27年度～令和元年度）を策定し、保育所の整備や子ども・若者総合サポートシステムの充実など、ハード・ソフト両面にわたる子育て支援の向上に取り組んできました。

国においても、子育て世代の負担軽減のために、子育てのための施設等利用給付が創設され、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。

このような子育て支援制度の様々な充実の一方、核家族化の進行や地域社会の結びつきの希薄化による子育ての孤立化、子育てと仕事の両立が求められる状況などから、ますます多様化する子育て家庭のニーズに対してよりきめ細かな支援が必要となっています。

そこで、「すまいる子ども・若者プラン」の総括を踏まえ、平成31年1月に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果等に基づき、子ども・若者・子育て支援を取り巻く様々な課題を解決するため「第2期すまいる子ども・若者プラン」を策定しました。

\*子ども・子育て関連3法…①子ども・子育て支援法、②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

# 2 計画の位置づけ

本計画は、「三条市総合計画」や三条市の他の個別計画との整合性を図りながら、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定したものであるとともに、次世代育成支援対策推進法、子ども・若者育成支援推進法において策定が任意・努力義務となっている「市町村次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・若者計画」及び「健やか親子21」の趣旨を踏まえた「母子保健計画」も包含するものです。

# 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や子育て家庭のニーズに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

# 4 計画の対象

本計画は、全ての子ども（高校生まで）、若者（おおむね35歳まで）とその家庭、地域、企業、行政等の全ての個人及び団体を対象とします。